

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
市長政策部 ・都市経営課（移住・定住推進室） ・文化創造課 平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行された所掌事務事業について	平成30年1月31日 ） 平成30年2月27日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 高 畠 義 一

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 29 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 人口減少が進むなか、とやま呉西圏域都市圏ビジョン推進事業は、今後の事業が本市及び呉西圏域全体の経済成長や住民サービスの向上に大きく関わることから、今後も本市が率先して連携事業を展開されたい。

(都市経営課)

イ 施設及び設備の老朽化に伴い市民会館が当面休館されているところであるが、他の文化施設等と連携、協力を図り、本市の芸術文化活動の停滞や文化水準の低下を招くことがないように努められたい。

(文化創造課)